

令和5年男鹿市告示第18号

地方税法第410条第1項の規定に基づき、決定した固定資産の価格等を同法第411条第1項の規定に基づき、令和5年度固定資産課税台帳に登録した旨を告示する。

令和5年4月1日

男鹿市長 菅原 広二